

「第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました

子どもの健やかな成長のために、適切な環境を等しく確保するため、第3期八雲町子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

「みんなで交流 みんなで応援 みんなで育ち愛 子育てのまち八雲」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援給付および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うための計画です。

計画書は町HPに掲載しているほか、左記の場所に配置していますので、ぜひご覧ください。

【計画書配置場所】

- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所
- ・落部支所
- ・子育て支援センター
- ・シルバークラザ

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

犯罪被害者等支援制度について

誰もが、ある日突然犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者やその家族になりうる恐れがあります。

町では、犯罪被害者等支援施策を推進するため、「八雲町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者等が一日でも早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、関係機関と連携しながら適切な支援を行っていきます。

【主な支援の内容】

- ・相談および情報の提供
- ・日常生活の支援
- ・安全の確保
- ・町民・事業者等の理解の促進

・見舞金の支給

【見舞金について】

○遺族見舞金
犯罪被害により死亡した場合、被害者遺族を対象に30万円が支給されます。

○傷病見舞金

犯罪被害により療養期間が1か月以上と診断された被害者本人を対象に10万円が支給されます。

※見舞金の支給には、このほかに要件があります。詳しくはお問い合わせください。

【町民・事業者の知やまへのお願ひ】

犯罪被害を受けた方を地域で支えていくために、地域住民や事業者の皆さまにおかれましては、次の事項についてご理解、ご協力をお願いします。

- ・犯罪被害者等の置かれている状況や心情、二次的被害（風評被害や誹謗中傷など）防止についてご理解、ご協力をお願いします。
- ・犯罪被害者等の就労および勤務、事業者が行う各種手続き等に関し、十分な配慮をお願いします。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎0137-62-2112

てんれいの会 追加会員キャンペーン

令和7年 | 2月3 | 日まで

●てんれいの会にご入会されている方が対象です●

ご入会以降、新たに同居された方・ご結婚・お子様が生まれた方

追加でご入会の場合
通常5,000円のところ



期間中
追加無料!

この機会に見直しをしませんか?

- ・以前入会したけど、誰まで記入しているのかを確認したい方
- ・旦那様、又は奥様のみのお名前しか記入していなかった方
- ・自分がてんれいの会に入会しているかどうか などなど

お電話またはご来店にて、現在の加入状況をお知らせいたします!

お気軽にお電話ください!

TEL:0137-62-3533

FAX:0137-64-2651



有限会社 典礼舎

〒049-3105 二海郡八雲町東雲町3-25